

2. 第10期（2020年7月～2021年6月）事業計画・予算

事業計画

1. 第10期事業の基本方針

MELONの活動は2020年7月から28年目に入りました。

世界各国が様々な対策を講じながらも、気候変動による災害の増加、第一次産業への影響、感染症など疾病の脅威の拡大、生態系の破壊など、環境問題は多くの課題を抱えています。

こうした中で国連が提唱するSDGs¹⁾の理念の普及・実践やその達成の手法でもあるESDの推進がますます重要性を増しています。

MELONでは、これまでも行ってきた宮城県地球温暖化防止活動推進センター（以下「ストップ温暖化センターみやぎ」）における地球温暖化防止活動を基軸に、各部会・プロジェクトで養ってきた知識・資源を融合させ、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の形成を目指します。さらに気候変動の緩和策・適応策や地域循環共生圏の確立なども視野に入れ、効率的かつ実効性のある活動を目指していきます。

持続可能な社会の実現のために、行政や企業などあらゆるところでSDGsの推進が重要視される中で、MELONが東北におけるSDGs推進のリーダーシップをとっていくことを目指します。MELONが行う事業をSDGsの各ゴールに基づいて見直すとともに、広く県民に告知理解してもらうための出前講座プログラムの企画等を行います。

環境省からの請負期間が11年目に入った東北環境パートナーシップオフィス（以下「EPO東北」）においてもSDGsをツールとした協働や環境教育の推進、環境政策の支援など、東北地域の環境団体・教育機関・自治体・企業等の中間支援を促進するとともに、東北地方ESD活動支援センターの運営強化を図っていきます。

これらをベースに、一昨年MELONの今後のあり方を見直すために組織した組織基盤強化プロジェクトが策定した「2030年のMELON ～めざす姿と21のアクションプラン～」に基づき、第10期は活動計画を点検し、現在行うべき重点テーマに基づく事業を中心として、各センター・部会・プロジェクトの経験・蓄積を生かしながら活動していく方針です。

但し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世の中の情勢によって、柔軟に対応する方針であり、計画内容が変更となる可能性もあります。

- 1) SDGs : (Sustainable Development Goals) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
- 2) ESD : (Education for Sustainable Development) 環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

2. 重点テーマごとの活動計画

現在、MELONが重点的に課題解決に取り組むべきテーマとして第10期は以下の事項に取り組めます。これまでは部会ごとに活動が少々縦割りになりがちでしたが、今後は事務局全体で重点テーマに基づく事業を遂行し、必要に応じて部会メンバーや地球温暖化防止活動推進員、他団体などの協力を仰ぎながら進めていきます。

また、事業遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」を視野に入れて活動していきます。

(1) 脱炭素社会の形成に関する事業

パリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標を達成するために、ストップ温暖化センターみやぎの事業を中心に脱炭素社会の形成を目指して以下に取り組めます。

① 家庭における取り組み

家庭のエネルギー使用を調査し省エネのアドバイスをを行う「うちエコ診断」等のツールを活用し、脱炭素社会形成のために家庭でできる取り組みをより多くの県民に伝え、実践する足がかりとします。

- ② 様々なステークホルダーとの連携
宮城県知事が委嘱している地球温暖化防止活動推進員や地方自治体、企業等と連携し、学校、市民センター等での環境学習や地域イベントへの出展等を進めます。
 - ③ 行政等の助成・委託事業
一般社団法人地球温暖化防止全国ネット経由の環境省助成事業、宮城県委託・助成事業を中心に有意義な事業受託につとめ、気候変動対策に関する県民への普及啓発活動や気候変動の適応策推進に関する事業等を行います。
 - ④ ストップ温暖化センターみやぎ 20 周年事業の検討
「宮城県地球温暖化防止活動推進センター」の指定 20 周年を迎え、記念事業を検討・実施します。
 - ⑤ キリバス共和国関連事業
キリバス共和国関連の活動をさらに進め、キリバスを題材とした気候危機対策を検討し、学校教育だけでなく県民に広げることを目指します。
- (2) 循環型社会の形成に関する事業
県民への 4R の普及啓発を進め循環型社会の形成をめざして、以下に取り組みます。
- ① 海洋ごみの調査・研究・提言
マイクロプラスチックなどの海洋ごみについて調査し、これまでの調査データも踏まえて海洋ごみ削減の方策を検討し、提言します。
 - ② 海洋ごみ問題の普及啓発
海洋ごみ問題について県民に認知してもらい削減のための行動提起につながるような講座・イベント等を検討し、実施します。
 - ③ 4R の推進
自治体等のイベント出展や講座の開催などにより、4R の普及啓発を行います。
- (3) 自然共生社会の形成に関する事業
宮城県の多様な自然環境を守るために、以下に取り組みます。
- ① 森林資源活用の推進
薪・ペレットストーブの利用促進を始めとする森林資源の活用について、講座・イベント等の実施により県民への普及啓発を行います。
 - ② 水資源に関する調査と啓発
水の神さまプロジェクトを継続し、各地域の水文化を調査し地域の環境保全に取り組む人々との連携を深めます。
 - ③ 食への取り組み
食育などを推進する講座の開催等を通じ、食と農に関する環境課題を考えるきっかけ作りを行います。
- (4) 政策提言、広報活動強化の取り組み
- ① 政策提言スキームの実施
政策提言・広報委員会で議論し決定した政策提言スキームに基づき、毎月、国、宮城県、仙台市の環境問題に関するパブリックコメント募集をチェックして、政策提言・広報委員会委員の確認のもと MELON 理事の知識・経験を生かし有効なパブリックコメントを提出します。
 - ② 広報の強化
環境問題の現状を伝えるとともに、MELON が行う事業やイベント等を広く県民に知ってもらい活動参加を増やすために、その都度有効な広報媒体と広報先を検討し、広報を強化します。
情報センターにおいては、環境問題および MELON について広く県民に知っていただき、活動参加していただけるよう、WEB-Site、ブログ、メールマガジン、情報紙など様々なツールを活用して情報発信を行います。さらに発信力を強めるため、SNS などの新たな媒体による広報手段も活用します。

(5) 部会の活動

部会メンバーの意見を反映しやすくし活動の活性化と広がりを図るため、例会運営、イベント等の企画・実施はメンバーの自主運営とし、経費管理は専任事務局が行います。自主的な運営となることから部会ごとの詳細計画は立てず、定期的開催する部会長会議において活動報告し、部会間の連携を図ります。

3. 協働取組みの組織体制

活動計画を推進するにあたり、MELON 内の協働取組みの組織体制は以下のようになります。

(1) ストップ温暖化センターみやぎ（詳細計画は別紙）

地球温暖化対策の推進に関する法律において各県と政令市に設置することができる定められている地球温暖化防止活動推進センターで、宮城県より MELON が指定を受けています。

宮城県、全国地球温暖化防止活動推進センター、他地域の地球温暖化防止活動推進センターと連携し気候変動対策の推進を行います。

(2) EPO 東北（詳細計画は別紙）

環境省からの請負事業として環境省と MELON が協働運営している中間支援組織です。東北 6 県の環境団体・教育機関・自治体・企業等の活動支援や情報交換等を環境省と協働で行います。

(3) エコシティ仙台プロデュースプロジェクト

スポーツにおける環境への取り組みや地域イベントでの環境活動のサポートを通じて「環境に配慮したまちづくり」を旨として活動するプロジェクトです。ベガルタ仙台、東北楽天ゴールデンイーグルス、仙台 89ERS の 3 つの在仙プロスポーツとその運営会社、チームボランティア、行政（環境省東北地方環境事務所、宮城県、仙台市）と連携し、各試合会場でのごみ減量・分別活動や環境問題の普及啓発活動をサポートします。

(4) 自治体等の主催事業への参加や各種会議委員としての参画

- ① 環境省、宮城県、仙台市を始めとする行政・他団体の各種会議への委員派遣を通じ積極的な政策提言を旨とします。
- ② 行政・他団体の主催する環境事業の中で MELON の活動方針にあった事業に積極的に参加します。

4. 運営方針

(1) 会員と活動資金の計画

① 会員について

個人 30 名程度の新規会員獲得を旨とします。MELON が開催する各種講座・イベントの参加者が会員加入につながるように、積極的にアピールしていきます。会員が誇りを持てるような魅力ある内容の活動を心がけます。

新たな会員制度を設け、会員数の安定化を図ります。

② 活動資金の計画

安定した財源の確保と寄附・入会の増加を図る方策を検討します。行政およびその他組織の委託・助成・請負事業等について、意義のある受託事業の実現を旨とします。

(2) 評議員・理事・監事・事務局

① 公益財団法人としての役員会体制

公益財団法人として法律で規定された評議員会・理事会・監事会の役割と責任を全うし、有効に機能するよう専任事務局がサポートを行います。

② 事務局体制の充実

各協同組合事務局と専任事務局がそれぞれの役割を果たし、有効に活動できるよう心がけます。

③ ボランティアスタッフが活動参加しやすい体制づくり

ボランティアスタッフが専任事務局と一緒に継続的な活動ができるよう、日常からボランティアが参加しやすい体制づくりをすすめます。

第 10 期ストップ温暖化センターみやぎ活動計画

1. 基本方針

気候変動問題への理解と積極的な取組が国際的な喫緊の課題となっている中、日本においても、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減することをすべての国と共有し80%の温室効果ガス排出削減をめざすと表明しました。こうした中で私たちの暮らしに係る温室効果ガス排出量も大幅な削減が求められています。さらに、近年加速化しつつある気候変動の影響への「適応策」に今後対応していくことも視野に入れることが必要です。

上記を踏まえ、ストップ温暖化センターみやぎは地域における脱炭素社会の構築を目指し、宮城県地球温暖化防止活動推進員（以下推進員）、行政、他団体、教育機関とより一層の連携・協働により、宮城県民への「関心の喚起」「知識や情報の提供」「実践」を積極的に行う必要があります。そのため、下記の項目に沿った活動計画により、地球温暖化対策の推進を図ります。

また、2020年5月22日で20年目を迎えました。10期中に20周年記念企画の実施について検討します。

但し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点も踏まえながら活動を実施します。

2. 活動計画

(1) 節電・省エネ・脱炭素社会を目指した暮らしの啓発

- ① 法律に基づく地域地球温暖化防止活動推進センターの役割を遂行するため、地域における地球温暖化防止活動促進事業(環境省補助事業)を実施します。
- ② 低炭素ライフスタイルを促進するため、うちエコ診断事業(宮城県補助事業)を実施します。
- ③ 気候変動問題に関する科学的知見や世界の動向の最新情報について、広く県民へ普及啓発を行うためのイベントを開催します。

(2) 推進員、行政、他団体、教育機関との連携強化及び行政等への提言

- ① 推進員や行政、他団体と連携し、地域イベントへの出展などの普及啓発活動を行います。
- ② 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議」や「せんだい E-Action 実行委員会」などへの参加を通じて、県内自治体での地球温暖化対策の推進を図ります。
- ③ 全国地球温暖化防止活動推進センター、他の地域地球温暖化防止活動推進センターとの情報交流を図ります。
- ④ 省エネや再生可能エネルギーの普及等に取り組む他団体との連携・協力を図ります。
- ⑤ 「気候変動適応東北広域協議会」へ連携・協力を働きかけます。
- ⑥ 環境省、宮城県、県内自治体での取り組みについて、パブリックコメント等の機会を活用し評価や提言を行います。

(3) 推進員の募集、活動の支援

- ① 宮城県で活躍する推進員を新たに増やし県内における普及啓発活動を推進するため、新規地球温暖化防止活動推進員養成事業（宮城県委託事業）を実施します。
- ② 推進員と連携し、小中学校、高校、企業、その他団体等を対象に環境学習への講師派遣を行います。

(4) 広報

- 以上の事業を円滑に遂行するために、情報紙等を活用し広報活動を行います。また、ウェブサイトも積極的に活用し、事業の推進を図っていきます。

(5) 運営委員会

- 以上の活動を円滑に遂行し今後のセンターの活動の方向性について話し合うため、年4回程度の運営委員会を開催します。